

# 第2次 川北町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和5(2023)年度 ~ 令和12(2030)年度

令和6年3月

石川県川北町

# 目次

第1章 背景	
1. 背景	2
第2章 基本的事項	
1. 計画目的	3
2. 基準年度・計画期間・目標年度	3
3. 対象範囲	3
4. 対象とする温室効果ガス	4
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	5
2. 要因別の排出状況	5
3. 温室効果ガス総排出量の推移	6
4. 削減目標	6
第4章 具体的な取組	
1. 施設設備の改善等	7
2. 物品購入等	7
3. その他の取組	7
第5章 推進・点検体制	
1. 推進体制	9
2. 点検体制	9
3. 実施状況の公表	9

## 第1章 背景

### 1. 背景

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題とされており、最も重要な環境問題の一つとされています。世界的にも平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、近年では「地球沸騰化」の時代に突入したとの見方もあり、問題はより深刻化しています。

国際的な動向では、2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が閣議決定され、我が国の中期目標として、2030年度には温室効果ガス排出量を2013年度比で26.0%削減することが掲げられました。その後、2021年に同計画が改定され、削減する温室効果ガス排出量が26.0%から46.0%に見直され、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

川北町においても、公共施設の照明LED化や供給電力のゼロカーボン化等をはじめとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

## 第2章 基本的事項

### 1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものです。

川北町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成25（2013）年度とし、計画期間を令和5（2023）年度～令和12（2030）年度までの8年間とします。

目標年度については、令和12（2030）年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

### 3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

(対象施設一覧)

番号	施設名	番号	施設名
1	川北町役場庁舎	10	川北町武道館
2	川北町百寿会館	11	川北町立中島保育所
3	川北町文化センター	12	川北町立川北保育所
4	川北町総合体育館	13	川北町立橘保育所
5	サンアリーナ川北	14	川北町立中島小学校
6	東部地区学習等供用施設	15	川北町立川北小学校
7	中部地区学習等供用施設	16	川北町立橘小学校
8	西部地区学習等供用施設	17	川北町立川北中学校
9	川北町保健センター	18	白山野々市広域本部川北分署

#### 4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

### 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

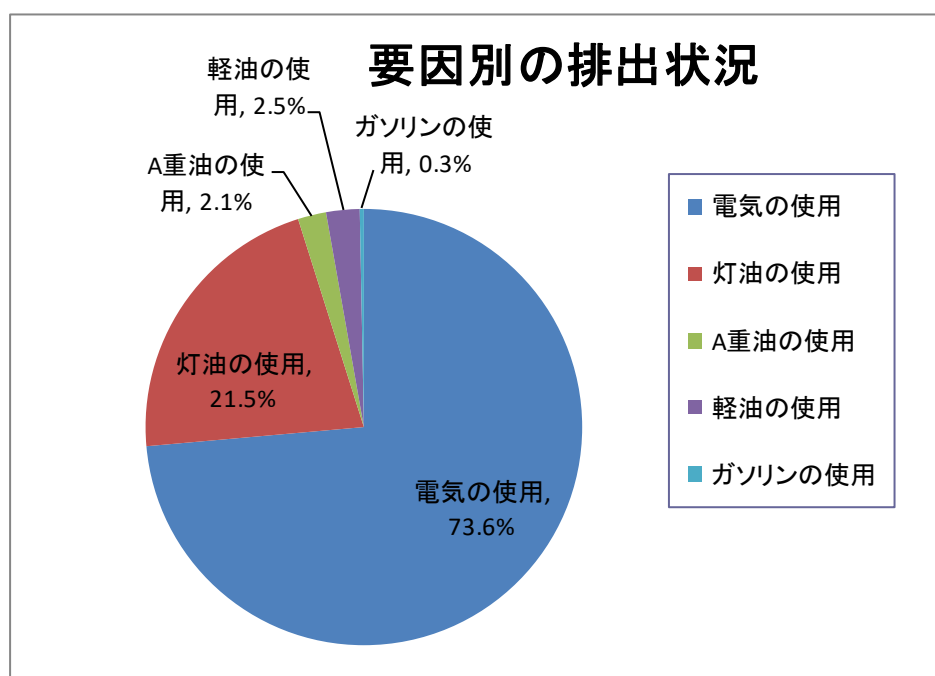
#### 1. 基準年度の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量

川北町の事務・事業における基準年度平成25（2013）年度の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）総排出量は、2,070,914 kg-CO<sub>2</sub>となっています。

区 分	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )
温室効果ガス (CO <sub>2</sub> )	2,070,914 kg-CO <sub>2</sub>

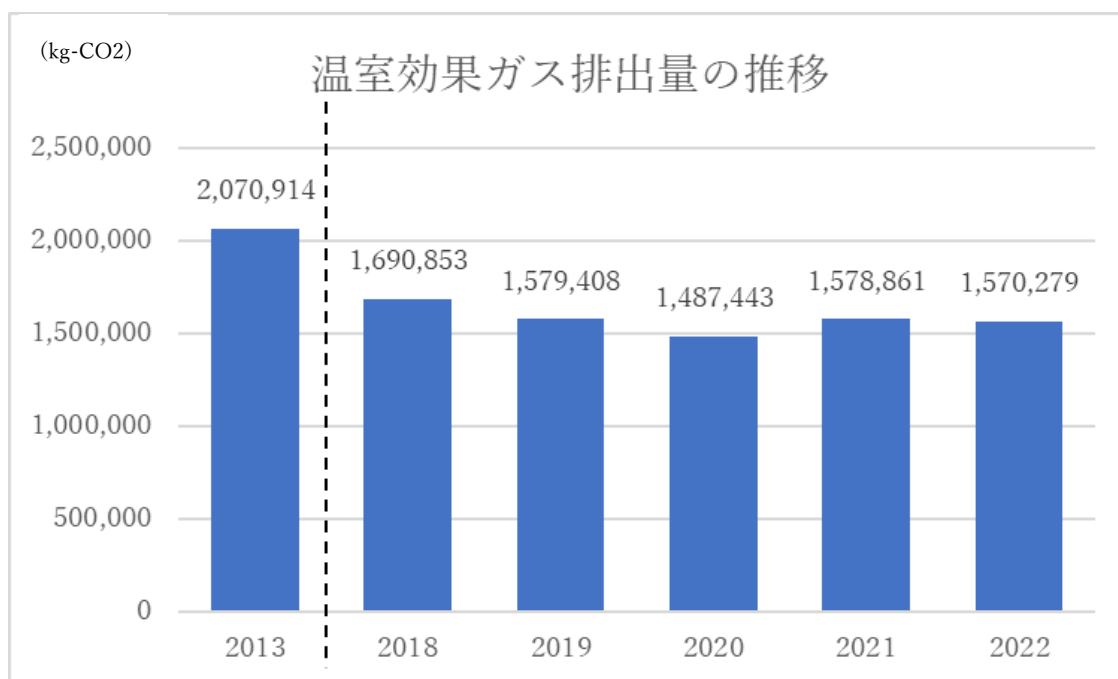
#### 2. 要因別の排出状況

基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）が全体の73.6%を占め、次いで灯油の使用が21.5%、A重油の使用が2.1%、軽油の使用が2.5%、ガソリンの使用が0.3%を占めています。



### 3. 温室効果ガス総排出量の推移

本町の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量の推移は以下のとおりとなっています。基準年度と比較して、令和4（2022）年度における削減率は、体育施設等の照明LED化や学校、保育所の空調設備改修等により、24.2%の削減となっています。



### 4. 削減目標

平成25（2013）年度を基準年度として、計画期間の最終年度である令和12（2030）年度の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を、50%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 2013年度	削減目標	目標年度排出量 2030年度
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	2,070,914 kg-CO <sub>2</sub>	50%	1,035,457 kg-CO <sub>2</sub>

## 第4章 具体的な取組

### 1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。
- ・施設照明等（街路灯・防犯灯含む）のLED化を推進します。
- ・公用車の更新時に、低燃費車や電気自動車等のエコカーの導入に努めます。
- ・公共施設の緑化を推進します。
- ・公共施設への太陽光発電設備の導入を推進します。

### 2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努めます。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入します。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入します。

### 3. その他の取組

#### ①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・トイレ、休養室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努めます。

#### ②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をせず、エコドライブを励行します。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。

#### ③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・廃棄物の分別排出を徹底し、資源化を促進します。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。



#### ④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・リサイクル用紙の購入に努めます。
- ・行政のデジタル化に努め、ペーパーレス化を図ります。

#### ⑤水道

- ・日常的に節水を心がけます。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。

#### ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・施設の冷・暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・ノー残業デーなど、環境保全を奨励する日を設けます。

#### ⑦脱炭素電力の活用

- ・供給電力のゼロカーボン化を推進します

## 第5章 推進・点検体制

### 1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### ①推進本部

- ・副町長を本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織します。
- ・計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

#### ②推進担当者

- ・各課に1名の「推進担当者」を置き、「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

#### ③事務局

- ・事務局を環境保全に係る課に置き、事務局は計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行います。

### 3. 実施状況の公表

計画の実施状況、評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、ホームページ等により公表するよう努めます。